

令和4年6月17日

産業厚生委員会記録

阿久根市議会

1 日 時 令和4年6月17日(金)

午後1時1分開会

午後3時20分散会

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 白石 純一 委員長、中面 幸人 副委員長、
川上 洋一 委員、竹原 信一 委員、木下 孝行 委員、
山田 勝 委員、濱崎 國治 委員

4 事務局職員 議事係主査 東 岳也

5 参考人及び補助者

(1) 参考人 高崎 良二 氏

(2) 補助者 牟田 真也 氏

6 説明員

商工観光課 課 長 尾塚 禎久 君
課長補佐兼商工振興係長 大野 裕人 君
観光推進係 長 船蔵 真一 君

7 会議に付した事件

(1) 陳情第6号 脇本海水浴場における事業活動規則変更を求める陳情

(2) 所管事務調査について

8 議事の経過概要 別紙のとおり

議事の経過概要

○陳情第6号 脇本海水浴場における事業活動規則変更を求める陳情

白石純一委員長

ただいまから、産業厚生委員会を開会いたします。

初めに、陳情第6号を議題とします。

本日は、先の委員会で決定したとおり陳情者を参考人として呼びしておりますので、陳情趣旨や意見を聴取したいと思います。

また、関係条例の制定時及び平成28年陳情第9号脇本海岸海の家営業時間と営業内容の見直しに関する陳情に係る会議録や委員会記録などの資料は産業厚生委員会のフォルダに入れてあります。本日のカレンダーにある産業厚生委員会からも見ることができますので御参考にしてください。

また、審査に当たり、陳情者から資料の配付依頼があり御手元に配付いたしました。メモアのフォルダにも追加しておりますので、確認をお願いします。

本日、呼びした参考人は、高崎良二さんです。また、参考人から補助者として牟田真也さんを同席させたいと求められておりますので、許可したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、補助者の同席を許可いたします。

〔参考人及び補助者入室〕

それでは、参考人及び補助者に御出席いただきました。

参考人におかれましては、大変お忙しい中、本委員会の審査のために出席いただき誠にありがとうございます。委員会を代表してお礼申し上げます。

参考人及び補助者に、発言についてお願い申し上げます。発言される際は、挙手していただき、委員長から指名を受けた後に発言をお願いいたします。また、委員会記録作成のため、録音しておりますので、発言される際はマイクを御自分の方向に向けてから発言されるようお願いいたします。

それでは、陳情趣旨について、参考人に説明を求めます。

高崎良二参考人

本日は、このような機会をいただきありがとうございます。

私たちが出しました陳情書に対しまして討議いただいていることを感謝申し上げます。

本日、提出いたしました陳情書について趣旨の説明をさせていただきたいと思うんですが、これまでの経緯を踏まえて説明をさせていただきたいと思います。

私は、平成19年に海の家あすなろとして開業いたしました。その2年後に、ひとやすみさんが開業されています。その後、平成25年にサンフラワーさんが開業されています。その中で営業時間というものは、最初の頃は特に設けてなく遅くまで営業した経緯もあります。ですが、地元の方のいろんな意見がありまして、営業時間を次第に短縮してきて、夜の9時ぐらいまで営業をしていたところですが、平成28年度に地元の方から陳情書が提出されました。それに関しまして、私たちも地元の方と協議をするという機会をいただいて、平成28年の6月に脇本地区公民館におきまして、地元の方と協議をした結果、私たちの意

向としては8時まで営業をさせてくれということをお願いしたところでございます。そして、一応時間的には8時までで地元の方に同意をいただいて、それですと進んできているところですが、内容といたしましては、お客様も8時までに店は閉めて、その後そこから店から出すまでの時間とか、我々が後片づけをする時間とかありますから、営業は8時ですけど、若干、その決まったように、お客さんは帰すこともできないし、9時までは恐らくかかるだろうということも、地元の方に説明した上で同意をいただいております。

それを基に覚書を行政と毎年交わしながら運用してきたところですが、令和元年に行政のほうから、海水浴場の安全で快適な利用に関する条例ということで案を示されました、我々にも。その中で営業時間というのに、やはり8時から5時までということを示されたものですから、私たちもそれでは営業できないということで、議会にもお願いをして、協議をしていただきました。

その中で、議会の中で討議をしていただいた中で、議会では朝8時から夜の8時までということは話し合っていたいただいたと思うのですが、いざ今年になりまして行政のほうから、この規則に関しまして説明があるということで説明会を開かれて、私たちも呼ばれて説明を受けたところなんです。規則として、陳情書のまず条例の中に第7条のところに、開場時間外に事業者として事業活動を行うこと。その前に、何人も、海水浴場において、正当な理由なく次に掲げる行為をしてはならないという中の3項ですね、開場時間外に事業者としての事業活動を行うことができないということで、今年説明を受けました。

その中で、その時間帯を見てみますと、開場時間が8時から5時までとなっています。このことに関しまして、規則があるということ今年初めて知りました。当初、条例をつくる時には、こうなりましたからという説明がなく、我々も今年聞いて、これを守ってくださいということの説明されたので、私たちもちょっと戸惑っているところです。

その中で、私たちが出した陳情書におきましては、一番はウミガメに関連に関して、いろいろ意見があったのでこういう時間になったのだらうと思うんですが、私たちもそのウミガメは絶対来ないようにとか、ウミガメに反対ではなく、ウミガメ保護に関しては、本当に協力したいという気持ちはあります。それに関しまして、私たちの事業活動にどのぐらい影響があるのかとか、そういったところを考えますと、そういうことに協力しながら私たちが営業していきたいと思っています。

本日の陳情の内容の目的といたしましては、まず最初に、先ほど説明いたしました、第7条の、何人も、海水浴場において、正当な理由なく次に掲げる行為をしてはならないということで、3項にある、開場時間外に事業者としての事業活動を行うことというこの文言をできたら削除をしていただきたいというお願いと、その次の規則の中にある開場時間、8時から午後5時までという、この時間帯を午後8時までに変更してもらいたいというお願いを本日はしたいと思っております。

委員長、補助者の発言もよろしいでしょうか。

白石純一委員長

はい。では、補助者から補足することがあればお願いします。

牟田真也補助者

よろしくお願ひいたします。私のほうから端的に補足をさせていただきたいと思っております。

そもそも、まず事業活動をしていく上で制限を求められること自体が、事業者としては不安と不信を感じているところでございます。

また併せて、この規則のほうを行政の判断で随時変更されるという行動がなされることも事業者としては非常に不安と不信を感じるところでございます。

そしてまた、我々が今、主張させていただいております営業時間の朝8時から午後8時

までという部分の根拠でございますが、我々海水浴シーズンにて事業を行うもので、大体7月、8月の日の入りが7時、午後7時半ぐらいだということで行っております。そうした中で来場されるお客さんの流れというものも、大体この日の入りを目掛けて来られるお客さんも多いものですから、我々事業者としては、せめてその日の入りを迎えられるお客さんに対するサービスの提供というところで、午後8時までの事業とさせていただきますと、そのように主張させていただいているところでございます。

また、地域からの懸念事項として挙げられている、主にウミガメに対する配慮でございますが、今、地域の方が、夜、事業者が事業を行う上で発せられる光に対してウミガメが上陸しなくなってくるのではないかとということをお慮されておりますが、事前に皆様方にも配付させていただいておりますが、過去15年間のこのウミガメの上陸また産卵確認状況を確認していただくと分かるのですが、私が事業を始めたのが平成25年、高崎さんのほうが始められたのが平成19年、そうした中で、事業活動を行っていく上でこのウミガメに対する上陸や産卵に対する弊害があったとは、数字を見る上では考えられないと、そのように考えているところでございます。

よって我々の主張の8時から8時までの営業というところで規則の変更を求め、陳情させていただいたところでございます。

白石純一委員長

参考人の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

木下孝行委員

陳情者の方にはお忙しい中、参考人として出席いただきありがとうございます。

この陳情に関して、私の意見でありますけれども、令和元年に我々産業厚生委員会でこの問題を取上げて判断をしております。

その中では、8時から8時を開場時間の事業所の営業時間というふうに我々は確認をして採決をしておりますので、こうして規則のほうで行政が勝手に変えるということは非常に遺憾を感じているというぐらいなところであります。

この後、所管課を呼んで事情を聞くことになるだろうと思っておりますけれども、当然、議会在本会議でも議決をしたものでありますので、当然執行部にとっては、まず議会に、変更するのであれば説明をして、議会の了承をもらって変更するべきだろうと思っておりますし、急に協議会の中で突然言われるのも事業者の皆さんにとっては大変迷惑だろうと思っておりますので、ここはしっかりとこの後、委員会でこの件に関して質疑をさせていただきたい。

できることなら御意向に沿った形での判断を、私個人としてはしたいなというふうにお思っております。

白石純一委員長

木下委員、質疑ですので、意見表明じゃなくて質疑をしてください。

〔木下孝行委員「質疑に変えさせてください」と呼ぶ〕

はい、どうぞ。

木下孝行委員

今年になって初めて、規則の中での変更ということをお事前に執行部から聞いたということですか。

高崎良二参考人

はい。

木下孝行委員

おとしは8時から8時であったということ。確認ですが。

高崎良二参考人

はい。今まで8時から8時までということで、毎年その覚書も書いて行ってきたところ
です。

山田勝委員

この件は、8時から8時までという話合いをした結果、そういうふうになって、去年ま
ではそれでしたと言うんだよね。

高崎良二参考人

はい。去年まではそれでやってきました。

山田勝委員

今年になって初めて、こういう規則になりましたからというふうに、皆さん方に説明を
した。

高崎良二参考人

はい。そういうことです。

中面幸人委員

規則のほうでこれが変わっているわけですので、執行部から、この規則を今まで8時ま
でだったのを17時までに変更しますという、その理由、多分もうウミガメとか分かりま
すけど、何かそういう理由を述べられましたか。

牟田真也補助者

行政から伺っているのは、当初は市のほうとしても規則は、脇本海水浴場は8時から8
時という形で上げたそうなんですけど、審議会、詳しく分かりませんが、規則の審議会
という組織があるそうで、そこに上げた際に、阿久根大島また大川島が午後5時までと
いう決まりの中で脇本海水浴場も同等に時間を合わせるべきではないかというところで
5時になったということは所管課から伺っているところです。

濱崎國治委員

夜遅くまでバーベキュー等することによって、夏は特に南風、南西の間で民家に煙が流
れ込んで、家の環境が著しく損なわれている。昼なんかベロっとなるようなことを前の
陳情であったんですよね。そういうのは何か確認されたことがあるんですか。

高崎良二参考人

そのことに関しまして、地元の方から指摘を受けまして、その部屋に入って昼を見ると
かそこまではなかったんですけど、裏の林の中にこもった煙が近隣の方の住宅のほうに
流れ込んでいっている状況は、私も確認をしました。そういったこともありまして、バー
ベキューは今まで、大きな窯で、大きな人数を集めて、一気に全部やっていたのです
が、それを分散して、窯も小さくして、できるだけ煙が出ないように対策をしております。
あと、バーベキューの位置も、その民家の近くはどうしても人数が多いときは
そっちのほうでするんですが、極力、少ないときはもう店の食堂のほうでやりますので、
そこまで最近の影響はないと思うんですけど。

濱崎國治委員

前の大川内さんの陳情のとき、特にそこを強調されておまして、「焼肉の煙と匂いが
家の中まで入ってくる。昼の油拭きも大変です。春から夏は、南、南西の風が吹く。昼
でも隣の家がかすむぐらいの煙で苦情も多くなっているということで、昼の油拭き
も大変」と非常にここを強調されて、だからさっき参考人がおっしゃったように、もち
ろん油の混じった風は行くんでしょうけれども、中に油拭きをしなければいけないよう
な状況だということだされているんですよね。だから、これの確認がされたのかなとい
うことで、ただその煙が行くのは確認しているということだったんですが、非常にここ

は、畳の油拭きをしないかんように、ベツトリ、行くのかなということですね、ちょっとその辺を非常に私も苦慮しているんですけど。

白石純一委員

濱崎委員いいですか。それは意見として。

〔濱崎國治委員「はい」と呼ぶ〕

中面幸人委員

あと一つだけ確認させてください。先ほど補助者のほうから、その時間の変更については、行政のほうからそういう予定ということでありましたけど、例えば、地域の人からのいろんな苦情とか、何かそういう理由の説明がございましたか。行政のほうから。というのは今まで何年間、8時までと言って、急に今年そうなったわけでしょ。なんかそういう地域の方からの苦情もあってこうなったとか、そういう説明がございましたか。

牟田真也補助者

基本的に地域の方からは、もう毎年、苦言はいただいているところでございます。先ほどのバーベキューの問題もそうですし、時間の問題もそうなんですけど、都度、我々としてはそれに対して対応していくほかないですし、それはこの間も地域との協議会もあつた中で、時間に関しても、営業に関してもしっかりと協議をしているところでございますが、あまりにもこちらの妥協点と向こうの妥協点に差があるものですから、そこはうまく収まってないというのが現状でございますが、地域からの声というのはそういった形で何時までという主張はされませんが、基本的には今の条例に沿った時間で営業して欲しいって言うことは申されております。

中面幸人委員

毎年、この時期になれば地域の方と協議会をして、当然、地域からいろんな声が上がってくると思いますけど、今年こういう変えなきゃならないっていうのは協議会で感じられました。それ以上のことがあつた。いつもいろいろ苦情があると思うんですけど、先ほどギャップがあると言うけど、何か、今までより去年の場合、業者のほうと言うことを聞かなかつたとかそういうのが今までとしてありましたか。

牟田真也補助者

はい。今年に関しては、どちらかと言つたら今までよりお互いが少しでもちょっと寄り添つた関係性になっているのかなと。というのが一つは、例えば私が営業している海の家側なんですけど、私も個人で所有してる駐車場がございまして、そこは環境保全の問題から、今まで24時間開放してたのを時間制限で閉めてほしいというところに関しては私も事業者側として了承して、今、時間制限を設けてさせているところでございます。それに関しては、地域の方も理解をいただいて歩み寄りをいただいているところなんですけど、我々が主張する8時というのは、やはりウミガメの問題から、光が出るので8時は認められないが、我々がもうこの5時に海水浴時間も終わって、5時に閉店というのは物理的に考えても難しいということに関しては、理解もしていただいているところでございます。

協議会はここ数年、行われてなかつたのを今年からまた再開されるようになったので、お互いの歩み寄り、以前よりは進んでるかなという認識ではございます。

〔中面幸人委員「はい、了解です」と呼ぶ〕

濱崎國治委員

地域の人一人は、こんなことをおっしゃつたんですけど、「今8時までの開場ということなんですけど、例えば7時半までバーベキューをして、あとの30分で片づけをして、8時に終わると言うそういうことでできないだろうか。とにかく5時まで、5時から

先が営業できない、バーベキューができないっていうのは、業者にとって致命的ですよ。それからして、7時とか7時半までして、後片づけが終わるのが8時だというふうな、そういうことはできないだろうか」という意見の人がいたのですが、その辺についてはどうですか。

牟田真也補助者

基本的に我々としては、8時までの営業がそもそも何の害に値するののかという意識のところがあって、そういった意味でも今まで9時とか10時まで営業していた中でも、ウミガメ一つを見れば、影響がないというところで地域の意見から上がってきた中で、10時から9時になって、9時が8時になって、8時が5時になってというのが今までの状況でございます。

まず、どちらかといったら今まで規制をずっとかけられてきているのは、我々から考えると事業者側なものですから、そこをまたさらに時間を短くするというのは、今後の流れを見る中でも我々すごく不安と、また、それに承認するっていう意識は今のところは考えてないというのが実情でございます。

濱崎國治委員

ただ、ウミガメもシロチドリもなんでしょうけれども、私はこの焼肉関係の煙と匂いというのに影響というのはそうなのではないかなと思うし、ただ、この煙と匂いというのが、地域住民の方にとって一番課題ではないかなと思いますので、その辺を何かこう解決できる方法はないのかなあというのを考えているんですけども、おっしゃるとおり夏休みというのは、8時まではまだ商売ができる状況の明るさですので、それからすれば営業者にとっては非常に大変だろうなという思いがありますけれども、地域の周辺の人からすれば、煙とか匂いというの、一つは余り暗くなれば、なんて思うんですが、その辺はいかがですか。

高崎良二参考人

その煙と匂いというのは我々も結構気を使っていろいろやっているんですが、風向きによってはどうしても行くときはあるんですよ。それを完全に抑えるということができないんですけど、それらの対策は今からまだしていこうとは考えています。

あと、バーベキューに関しましても、毎日毎日というわけじゃないんですよ。予約があったときだけ行いますので。

木下孝行委員

中面委員、濱崎委員と同じような意見になるんですけど、最後の確認という意味で、8時から8時でやっていた3年の間に行政から指導をもらったり、地域住民から大きなクレームをもらったり、そういうことはまずなかったということですね。

高崎良二参考人

はい。今、そんな大きなクレームはないですね。

川上洋一委員

海の家が3軒ありますよね。3軒あって、今、2軒だけ来ていらっしゃるんですけど、もう一方の真ん中のひとやすみさんですかね、あそこの方はこのメンバーには入っていらっしゃらないんですか。

高崎良二参考人

今のところ3軒となっていますが、ひとやすみさんは去年から営業をされていません。県のほうにも許可申請を出されていないので、私たちもその連絡も取れない状況で、はっきりひとやすみさんの場合は分かってないのです。ただ聞いている中では、県のほうももう許可を出さないということを聞いております。そして撤去してくれっていう話

もあるんですが、なかなかそこが進んでないというところです。

川上洋一委員

私が聞く中では、下村集落、そこら辺の前回陳情なされた大川内さんほかの人たちから聞く分は、「昔からやっていることだから、そんなにはないんだけどですね」と。私の近所の人に出身がいらっしゃって、年寄りなんですけど、その人はそういうふうと言って、「その夏の2か月、1か月半ぐらいのことなのだから、昔からそこはそのようにしていたのだから。別にそんなに問題視するような、事件が発生したとか、そういうこともないんだから、私個人としてはそれでいい、今までどおりさせていても良いと思うんだけど、いかんせん、その大事なところは、その前の区長さん、大川内さんが署名をしてくれと言っていたら、集落に。そうすれば、それを正々堂々といいえ、私はしないよと集落の人間として言うわけにはいかずに、つつい署名をしてしまうんだと。だけど本心はそうでもないんだよ」というのは、私は直接聞いたことがあるんですよ。だから、やっぱり、事業者側もある程度そういうふうにして逆に攻めていくべきじゃないのかな。個人として、集落の個人個人に対して、そういう団体的な会議じゃなくて、常からそういう会話を持って行って、味方につけていくっていうのもこれ大事な手法だと思うんですけど、そこら辺はなさっているんでしょうか。

高崎良二参考人

確かに地元の方といろいろ話をする中では、皆さんそんな批判的なことは、おっしゃられずに、我々にとっても好意的なことは述べていただく方が多いです。今現在、地元の方と話し合い、協議っていうことで、いろいろやるんですけど、そこに地元の方と言われるんですけど、地元、地元と言われるんですけど、その地元の定義が、どこまでが地元の定義なのかというのが我々もはっきりしなくて。その中で協議をするのは、NPO法人の方と区長さんとそれだけの方しか参加されずに協議するという状況が今の現状です。平成28年度に地元の方と話し合いをしたっていうのは、本当にその地元の方が集まっていた中で話し合いをして、我々の要望も、意見も述べて、そこで理解をいただいて、それなら8時まではいいいんじゃないかというのは、そのときは理解をいただいております。ただ、その後の話し合いになりますと、代表者だけ集まっていたとしても。

〔発言する者あり〕

そういうことで地元の方ともっと話しを、多くの地元の方と話し合いをできる場があれば、まだいろいろ我々の事業活動に関しても理解してもらえないんじゃないかなと思っています。

〔川上洋一委員「はい、分かりました」と呼ぶ〕

竹原信一委員

私も地元ですけども、あすなろさんのところのバーベキューする一番端から近い建物、民家に近いところを測ってみると、間に林と墓があつて約40メートルあるんですよ。だから先ほど話があったような、油でどうのこうのみたいなのは、本当想像できない。大げさ過ぎる話だとしか見えないんですよ。もし、家の中に畳が油がどうのこうのだったら、墓も油だらけにならなければいけない。これうそじゃないかと、私なんか思うんですけども、どうですかねこれ、あり得ない話ですよこれ。これ、うそ話を根拠に火を焚くなみたいな話が起っていると私は判断します。

白石純一委員長

これは質疑ですか、竹原委員。質疑じゃないんですか。

竹原信一委員

そう思いませんか。

牟田真也補助者

我々も物理的に考えて、ちょっとはテナマークがつくところもあるんですが、我々事業者としては、どうしても地域からの声として上がると、行政も、それも説明されますし、我々としてはどう反論のしようもないものですから、何か検査をするなりとかいう処置をしないと、我々としては言われたことをしていくしかないのかなというのが今の現状です。

竹原信一委員

あそこの墓が油まみれになっているような様子を見ましたか。

高崎良二参考人

私はそこは確認できていません。墓の持ち主さんから油で汚れているっていうクレームも全く受けたことがないじゃないですか、うちは。

〔発言する者あり〕

中面幸人委員

先ほど、平成28年度までは、地域の人たちと集まっての協議会をしていたけど、最近はある人と、NPOと言われたですね。それは何ですか。そのNPOは。

高崎良二参考人

それはですね、何年にできたのか、最近。ウミガメの保護の。

〔中面幸人委員「了解です」と呼ぶ〕

川上洋一委員

そのNPOの方たちが、多分、参加されるんだろうけど、その人たちって基本的にそこに居住権のない人たちじゃないんですか。

高崎良二参考人

今の質問ですが、NPO法人のその団体は、会長が大川内さんで、事務局は本脇さんがされている団体ですね。

川上洋一委員

だから、その人たちが結局、大川内さんがそこに居住権がある。正直言ってね、やっぱり道路端であって、家も知ってますけど。そして、そのほかの人たち、取り巻きの人たちっていうのは、結局、違う集落から来てる人たちが結構いて、実際言って本当に私の知り合いのおばちゃんみたいに、その集落の人じゃないんですよ、結局は。それをただ集落の声として自然保護団体の名目で営業に対してクレームをつけてるような状態、私はそういうふうにするんですけど、どんなふうを考えてらっしゃいますか。

高崎良二参考人

まず最初に、NPO法人のウミガメ保護の団体としては、やはりウミガメを保護するという目的を持っていらっしゃいますから、それに関しては、その方々の発言というのは大切だと私は思っています。ただ、その発言の内容に関しまして、そのNPO法人全体的な意見をまとめた発言なのかは、私もちょっと確認ができないところです。

濱崎國治委員

海水浴場オープンまでにまだ若干時間があるんですが、この地元の人たちとの協議の場というのは、今後まだあるんでしょうか。

高崎良二参考人

機会をいただければ、まだ協議をしていきたいと思ってるんですが、前回1回協議をしました。その中でちょっと折り合うことができずに、今、まだ保留になった状態です。

牟田真也補助者

次回は6月21日に協議をする予定でございます。

木下孝行委員

今後、この審査で結論が出ると思うんですけど、規則がまた8時から8時に戻ったとしたときに、やはり環境の問題も含めて、やっぱり地域のことにも勘案しながら進めなきゃいかんということもあります。尊重しなきゃいかん部分もあります。そうした中で、やはり私の認識で言えば、もう8時に店は閉めて欲しいというのは8時でやっぱ閉めてもらいたいのが私の考えであって、そのためには、やはり7時でオーダーストップをして、8時には閉めるんだというような、そういうできるだけ援助をしながら、8時以降も延長しないように、事業者の人たちもそこは地域のことを考えて努力してもらわないかんと思うけど、そこは今までしてるだろうと思いますけど、今後も継続してそういう努力をしてもらえるのかなという意見を聞かせてください。

高崎良二参考人

その8時は、今までも約束がありまして、8時には店を閉めるということで取決めをしていますから、それは守ります。その中で、一応お願いをしているのが、8時に店を出てくださいというのと、やっぱり駐車場から出るまでの時間がありますから、そこは考慮してくださいというのと、あと、後片付けなんかがありますから、それを踏まえて、我々事業者が店を出るのが9時ぐらいまではなりますよというのは、お願いはしております。あと、我々は8時までという時間を設けていますが、毎日8時までですということはありません。予約があったときとか、お客さんがどうしても週末とか多いときは、なかなか引いていかれないという部分がありますから、そのときは時間延長というか、8時までの営業とするんですが、それ以外、平日何もなければもう6時か6時半ぐらいには店を閉めて出ますから、毎日ということではないです。

木下孝行委員

努力をしてもらってるということで、今後もぜひ続けてもらいたいということは、お願いしておきます。

濱崎國治委員

この陳情書で一番下に、陳情事項で開場時間と事業活動を区別することというふうにされているんですが、これは具体的にはどういうことですか。

高崎良二参考人

この規則の中に、先ほど説明したと思うんですが、条例の第7条の中に、何人も、海水浴場において、正当な理由なく次に掲げる行為をしてはならないというのがあって、その中の3項に、開場時間外に事業者としての事業活動を行うことというのが含まれているんですが、ここは我々事業活動、この開場時間と私たちの事業活動とは別にしてもらいたいというのがあります。

牟田真也補助者

今、条例ではこの開場時間というのが海水浴時間として捉えられているんです。海で泳ぐ時間は8時から5時までですよ。事業時間もそれに準じなさいとなっているものですから、5時に海から上がりました、我々も5時に閉めますというのは、どうしても難しいというところで、ここは事業活動と開場時間は区別してもらいたいという意図で記載させてもらっています。

木下孝行委員

この規則の時間が短くなったから、これを付け加えたということで理解してよろしいですか。

高崎良二参考人

はい。そのとおりです。

川上洋一委員

ちょっと聞いておきたいことがあるんですけど、今、あすなろの横で栞さんが古民家を改築してますよね。あそこが営業を始めれば、今後の浜の利用とか、そこら辺は事業者たちと一緒にあそこの事業者も話し合いとか、そういうのをなさっているんですか。

白石純一委員長

一旦休憩に入りますでしょうか。それはこれとは直接関係ないので、休憩に入ります。

(休憩 午後1時48分～午後2時)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

ほかに、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、最後に参考人から何かあれば、つけ加えてください。

高崎良二参考人

最後に、我々事業者としても、阿久根の観光に大きく貢献したいと思っています。

そういう中で今こういった海の家とか、そういう事業を行っているんですが、観光に関しましては、いろいろ貢献したいと思っているんですが、やはり我々も事業者なので、その中で利益を出していかなければいけないというのが基本ですから、そのためには、こういった時間帯を、我々も事業しやすい時間帯で設定してもらえれば非常に助かります。またそういうこともお願いしたいと思います。

また、この8時という夕暮れ時間帯は、皆さんがこの脇本海水浴場の夕日が落ちるシーンを本当に喜んで見ていただいております。夕日が落ちた後に、今度は静かにそこで食事をして、落ちついて帰って行かれる方が多いです。それを喜んでいただいております。ですから、夕日が沈む時間帯からちょっと暗くなるというのが8時ぐらいなんです。そこで落ちついて帰ってもらうということで、お客さんにも楽しんでもらいたいというのが一つです。

あとですね、私が今、19年から経営をしています。19年頃から子供たちがずっと海水浴場遊びに来ています。その頃の子供たちが、今、成人して、大人になって、自分のお金でバーベキューができる、自分でこの海の家で楽しめるという、そこで生まれ育った子供たちも、こういう我々の事業の海の家っていうのを本当に楽しみにして、特によそに行った、都会に行った子供たちが、帰ってきたらここでバーベキューするのが夢だったんだって言ってきてくれる子供もいます。そういう子供たちも、自分が見守っていきたいし、また、これからの子供たちもそういった子供たちを育てたいと思っています。その中の一環として我々の事業が役立てばいいのかなと思います。

私のほうから以上です。本日はありがとうございます。

白石純一委員長

補助者からはよろしいですか。

〔牟田真也補助者「ありません」と呼ぶ〕

以上で参考人の質疑を終結します。

それでは私から御礼を申し上げます。

参考人と補助者におかれましては、お忙しい中、本委員会に御出席いただいたことに心から感謝申し上げます。

本日お伺いしたところを審査に生かしてまいりたいと思います。

誠にありがとうございました。
退席いただいて結構です。

〔参考人及び補助者退席〕

白石純一委員長

次に、所管課に出席を求めることについて御意見を伺います。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

所管課に出席を求める意見がありましたので、出席を求めることとしたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは異議なしと認め、そのように決しました。

では、10分休憩いたします。

(休憩 午後2時4分～午後2時15分)

白石純一委員長

委員会を再開します。

それでは、所管課に入室を求めたいと思います。

〔商工観光課入室〕

白石純一委員長

所管課である商工観光課に出席していただきました。

先ほど、陳情第6号について、陳情者からお話を伺ったことを踏まえ、これより所管課に質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。

木下孝行委員

今、参考人に意見を聞いたんですけど、今年度急に、規則で8時から8時までが8時から5時になったということで、その理由も、具体的に説明は事前の協議の中で余りなかったというようなことを伺ったということで、参考人は、今までどおりの時間でやらして欲しいということは確認したんですが、私も質問の中で、特段その3年の間に問題が、地域とのトラブルがあったり、行政とのトラブルで指導を受けたりと、そういったことがあったかなかったかを確認したら、そういうことはなかったということを聞いたんですが、それは間違いないですか。

尾塚商工観光課長

令和元年度にこの条例規則を制定して、その後、元年度、令和2年度、令和3年度なのですが、御承知のとおり令和2年度、令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大で、海の家事業者も思うような事業ができていないというのが事実で、この間につきましては、特段大きなトラブルというのはなかったと記憶しております。ただ、小さな、いろいろ不満とか、もうちょっとここはこうして欲しいという話は、商工観光課にはあったところです。大きな問題というのは特になかったと記憶しております。

木下孝行委員

先ほど、委員会外で陳情者の方に、コロナの中でもそう大きく来場者が減った、その店の営業で減ったというのは、そんなに大きくはなかったというようなことを伺ったんで

すけども、そういう中で影響もなく、今までどおりしたいというのが陳情者の願いであり、また令和元年度の委員会の中でも、環境問題と観光振興をうまく両立していくためには、やはり営業時間は8時から8時と、その中でもしっかりと事業者にはルールを守ってもらって、迷惑をかけないやり方でしっかりと営業してもらおうというようなことで認めたわけであって、これを、我々が決めたものを執行部が一方的に、我々に報告もなしに規則を変えるというのは、失礼ですけど議会軽視に当たるかなというぐらいの私の思いであります。そういう意味では今までの規則どおりにしてもらいたいなあと思いますが、所管課としてどうですか。

白石純一委員長

一旦休憩に入ります。

(休憩 午後2時20分～午後2時21分)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

尾塚商工観光課長

ただいまの木下委員の御指摘ですけど、この前、15日の竹之内議員の一般質問の中でもお答えしましたとおり、当時の令和元年度の産業厚生委員会の審議の中で、確かに元年の6月20日、6月26日の2回、委員会審議があったと思います。その中で、確かに当時の担当課長のほうで開場時間につきましては、午前8時から午後8時までということで脇本海水浴場については説明をしております。ただ、それはあくまでもまだ案ということでの説明をされたというふうに委員会記録にも残っていると思います。ただ、そのことに対して、これについてもこの前、本会議の一般質問でもお答えしたとおり、委員会の審議の中では8時から8時までを前提としたような審議をされた上での修正決議になっておりましたので、それに対して何らかの説明をしていなかったというのがちょっと落ち度だったとこの前も言ったとおり、今、思っているところです。

当然、事業者の方にもその辺の説明もしてなかったと思いますので、事業者の方もこれまで8時から8時までということで考えていらっしゃったので、今回の陳情につながってきたのかなと想着るところです。

木下孝行委員

そういう中で、議会に説明が足りなかった、説明不足であったということでもありますけど、去年までは、8時から8時という規則には載せてなくても8時から8時まで営業させてたというのがあって、それを変更する必要は私はないと思うんだけど、その辺に關してはどうですか。

尾塚商工観光課長

そこについても、この規則のただし書で、必要であれば変更できるというただし書がありますので、この間も、海水浴場の海開き前に事前協議を双方、市も入って事前協議を行って、8時までというふうに決めたところですので、市としてはできれば8時というのは別にしまして、5時以降もお互いに双方が歩み寄って妥協点を見つけていただければ、5時というのにこだわらなくてもいいのかなというふうに考えているところです。

白石純一委員長

課長、お互いというのは。

尾塚商工観光課長

地元住民の方々と事業者の方々、双方が話し合いによって、それぞれの言い分もあると思

いますが、妥協点を見出して、いいところで5時以降の適当な時間までは営業できるというような話しをしていただければ、いいのかなと考えております。

木下孝行委員

何かちょっと、腑に落ちないというか、去年まではやっていて、今年からできない理由にはならないと、説明にはならないと思うわけ、今の説明は。そうであれば、やはり去年までと同じようにやっていきますというような答えをもらわないと、曖昧な5時以降もどうかこうとやってなれば、事業者もちょっと不安になるのかな、6時までなのか5時半までなのか。そこらを明確にしてももらわないといけないんじゃないかなと。やはり3年間と同じような形で今年もやってもらうということを、執行部の考え方として持っておらんと、その協議会を21日にするみたいな話を聞いたんですけど、その協議会の中でも地元のNPOなのかどこなのか知らないけど、そういうところが来て、事業者と行政と入って話をするんだらうと思いますけど、そこにやっぱりある程度その自分たちの方向性、去年と同じような形でやりたいというのは持ってないと、あまりそんな投げてもその話ができなければ、事業者としても納得はいかんだらうと思いますよ。だからその辺はどうですかね。

尾塚商工観光課長

担当課としましては、できればこれまでどおりの時間で営業もして、双方がそれで納得していただくというのが一番いいのかなと思っていますところです。今年度につきましても、今、木下委員がおっしゃったとおり、先月5月13日に第1回目の今年度の海開きの営業時間についてどうするかというような話もして、そこでは結論まで至りませんでした。それで、今度6月21日に2回目の話し合いをして、できればその会議で今年もできればこれまでどおりの時間でっていうふうな話にまとめればなど、今、思っているところです。

木下孝行委員

もちろん、令和元年の6月20日と26日の委員会の議論の中で、確かに環境問題もあるんだけど、やはり観光推進というのも大事だと。特に脇本海水浴場は、阿久根市大島と比較したら、集客人口というのははるかに逆転をしている状態で、10年前、1～2万人いたという阿久根大島の集客人数が、もう今逆転しているような状況で、とにかく脇本のほうが今、そういう集客力というのは伸びている状況。そしてグランピングが今度できるような状況も、環境も整いつつあるという中では、観光の部分を進んでいくという考え方を持っておかないといけないと思うし、確かに環境の問題も大事だけど、やはりそこは事業者がマナーを守りながらしっかりとその時間を守って、そのほかの部分を守ってやってもらうというようなことを先ほど陳情者のほうにお願いしたんですけども、そういうことをしながら両立させていくということで、一定の考え方は大事だと思いますよ。

中面幸人委員

規則で必要と認められる場合は変えられるという説明を受けたけど、その必要性について、ちょっと中身が分かりませんよね、その必要性っていうのは。例えば3年の間にコロナの時期もあったかもしれないけど、その必要性というのが、何があって5時まですると書かないと、それから事業者もいろいろウミガメの問題とか何か情報も知っているし。そしてまた、マナーを守って地元の人たちとしっかりとやっていこうというそういう気前の中で、課長がどちらかといえばぐらいの考えがあれば、地元の人たちのほうが強くなりますよ、どうしても。やっぱりそこは行政としてしっかりと、今、木下委員が言うように観光面を充実するためには、ある程度地元の人たちもというのは、しっかりと行政のほうがしとかなないと、もう地元が強ければなかなか言えませんよ、課長。

どちらかといったら、お互い話合いをしてというより、しっかり行政のほうの関係は持っとかないと、私はそう思います。

山田勝委員

課長が今回閉場時刻が5時までとお話になった根拠は何ですか。

尾塚商工観光課長

この規則が、当初の原案は8時までということだったのですけれど、これも15日の竹之内議員の一般質問の中でも市長から答弁があったとおり、条例制定と同時に規則案についても、庁内の法制審議委員会、審議委員と関係課の合議で決裁を持ち回したところでした。その中で3海水浴場の開場時間については同様に設定するのが適当であるのではないかというような意見が出たところで、基本的に終了時間は3海水浴共に午後5時までとしたところです。

始めの時間につきましては、阿久根大島につきましては、船の時刻があるものですから阿久根大島だけを午前9時から、あとの大川島、脇本については午前8時からと規則では設定したところです。それに合わせて3海水浴場、それぞれの事情もあるということで、規則のただし書で、市長が必要と認めれば変更できるというただし書をつけ加えてあるところです。

山田勝委員

今、あなた方の話を聞いて、庁内の皆さん方で話合いをして、庁内の皆さん方はひとつも痛まない人たちだから。商売をするしないについて傷まないし、それであなた方、産業振興、観光振興と口では言いますが、実際したことがないから、簡単にそんなこと言ってるんですよ。例えば、私は脇本海水浴場で若い頃からいろんなことをやってきましたよ、今頃になってすごく厳しくなって、一晩中キャンプファイヤーをしていた時代もあるし、そのときもやはりカメは上がってきていた。シロチドリもいた。だから、あの期間はそんなものでないですよ。だから、今は自然保護団体、何だかんだとみんな言うけど、でもそういうときだからこそ、あなた方が観光を軸にすると市長がいつているのだから、観光をみんなができるようにつくってやらないと、だから常識的に8時から8時までやらないとこれは話にならんですよ。

それからもう一つ。8時から8時の間まで。私たちは、前の会議のときに8時と皆さんそのつもりで納得しましたよ。その5時は勝手に決めたのだろ。そんな勝手にするようであれば、この問題はもっと大きな問題にならない限り、解決しない。8時から8時まで、今までどおりするなら納得するよ。でも、勝手に決めて、観光立国と市長が言いながら、観光を何とかすると言いながら、話にもならん話ですよ。

もう一度、語り直して、修正しない限り、私たちは納得しない、これは。どうですか。

尾塚商工観光課長

今、山田委員から話があったとおり、もちろん担当課としては、観光振興、産業振興も大事だということはもう重々承知しているところです。ただ、この環境保護と観光振興、これは目的がそれぞれ異なっていることなんですけど、これがフィフティフィフティで、お互いの言い分が通っていけば、それが一番に越したことはないと思います。ただし、どちらか一方の意見だけ、要望だけ聞いて、100、0というものもこれはないと思います。そこのところをいかに話合い、市が入って、よりよく妥協点を見出していくかというのが、私たちの役割じゃないかなと思っています。

もちろん、産業振興というのももちろん大事だということは重々わかっております。当時の、令和元年度の担当課長の委員会での答弁でも、自然保護と観光の問題はなかなか難しいがしっかりと考えていく必要があると思うということで話もされています。美し

い自然があるからこそ、訪れた人が感動するそういった場所であると思っている。観光客が来ればいいというのではなく、近隣住民の声も大事にしながら海水浴場の活用を図っていきたいと考えるというような答弁もされておりますが、できるだけ、フィフティフィフティというのは難しいかもしれませんが、それに近くなるように持っていかなければいけないというのが私たちの仕事じゃないかなと考えているところです。

白石純一委員長

ちょっとごめんなさい。一旦休憩をさせていただきます。

(休憩 午後 2 時36分～午後 2 時37分)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

山田勝委員

あなたは一方だけ聞くという話をしますよね。私がずっと見とれば、ウミガメを守る、シロチドリを守る、営業時間を短くする、何をしろとていうのは、私は、彼らのほうが一方的にやり込められている気がする。本当に理不尽なことを言う方々だと思ってましたよ。それはなんでって、私はずっとあそこにおいて、あそこから愛宕橋まで、アイスクリーム屋、何屋、何軒と賑わっていましたよ。そういう方々は、みんなで夏を盛り上げてよかったねとみんな集落の方々は喜んでいらっしゃった。たまたま一人、そんな彼が出てきてワイワイやり出したら、言いたいことを言わなくなっただけ。そうだったら、私は今度は何とか盛り上げないといけないという団体をつくりますよ。つくらせますよ。あなたの言い分だったら、観光行政及び自然保護団体は対でしょう。であるなら、一つつくってきたらいいんじゃないですか。だからここはひとつ、あなた方が観光行政という中で、8時から8時までというところの理論統制をちゃんとして、双方説明をして、理解をもらえるようなことをしない限り、もうあなた方の話を聞いてとれば、6時になって、5時になってと、商売をしたことがないものが考えることですよ。そういうことだから阿久根の観光行政はうまくいかない。商売をしたことがないのに。これは考え直して。ちゃんとしないと簡単にいかないよ。どうですか。

尾塚商工観光課長

夏場の5時というのは誰が見てもまだ明るい、ウミガメに影響がある時間帯ではないのかなと個人的には考えるところです。ただ規則上は、一応、基本的には市内の3海水浴場を同様に設定するという事で午後5時までということになってそれに合わせて、必要であればということでもただし書をつけ加えてあるところですので、毎年毎年同様にやっているように事前の協議をしながら、午後5時にできればこだわらずに、営業時間が設定できればなと思っていますところです。

山田勝委員

言葉尻を捉えるようで、3海水浴場の営業時間を5時までとしてるでしょ。これも、5時までとしていること自体も、全く仕事を、商売をしたことがない公務員の発想です。産業振興を考えていない。本当は、5時からあの夕暮れ時に夕日を見ながらみんなが観光をするんですよ。片や市長は、夕日のきれいな阿久根のまちに帰ってくるように気張って言うけど、あなたたちは全く逆のことをやってるじゃないか。これだけは、3海水浴場でも5時、ここも8時まですべきだ。あななたちが黙っていても、私はそう思いますよ。だから、今回のこれは、全く理不尽、私は妥協できない。納得できない。考え直してください。

〔発言する者あり〕

白石純一委員長

休憩します。

(休憩 午後 2 時41分～午後 2 時45分)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

ほかに質疑ございますか。

木下孝行委員

確認なんですけど、この規則は、大川島海水浴場の場合、去年までは8時から8時になっていたということですか。

白石純一委員長

大川島ですか。

木下孝行委員

いや、協本のほうは。規則はこのまま記載してたということ。

尾塚商工観光課長

そうです。規則は令和元年の制定以来ずっと午後5時まで。

〔木下孝行委員「変えていない」と呼ぶ〕

はい。

木下孝行委員

ということは、特例で、市長が特に認める場合のこれですとしてきたということは全然変わってないということで、我々は理解していいということ。

尾塚商工観光課長

令和元年度に制定して以降、このままです。

木下孝行委員

ということは、事業者もそこを認識すれば、何ら変わってないという認識でいいわけ。去年までと同じやり方でいいということ。その代わり市長に手続をしないとイケないということになってくると。

尾塚商工観光課長

令和元年この条例・規則を制定以降も、規定上は午後5時なんですけど、ただそれを別にして、毎年事前に協議をして、去年までは駐車場の施錠時刻は午後8時ですので、それまでには事業者も駐車場から出るということで話をつけて活動しているところです。

木下孝行委員

営業も8時までしていいですよということで、両方が分かっていた、理解していたということですね。

尾塚商工観光課長

営業時間が午後8時でなくて、駐車場の施錠時刻が午後8時ですので、それまでには営業は終えて、午後8時には駐車場も出るってということで、実際7時から7時30分ぐらいの間には営業は終わっていたと思っています。

木下孝行委員

ということは、この今の説明を事業者にしていなかった。足りなかったところかなと思うわけ。基本的には変わってないということですよ。

尾塚商工観光課長

この条例・規則を午後8時までと規定したということは、議会にもこの前話をしたとおりに説明もしてなかったし、事業者も、ましてや地域住民の方も、実際は午後5時となっているというのをはつきり分かっていた方はどれくらいいたのかなと思っているところです。

実際、こちらから午後5時になりましたというのは説明が足りなかったのは事実です。

木下孝行委員

規則の条文も全然変わらずに、事業者も去年まで3年間ずっと8時から8時でやってきたわけであって、その中で特例で役所が認めてきたという認識であるわけだから、何ら変わってないわけだから、そこを事業者にちゃんと説明すればこのような陳情が上がることはなかったと思うわけよ。事業者が何か変わったんだというふうに思って、陳情を上げてきたわけで、執行部が変わってなければ変わっていませんよと、それをしっかり説明したらいいわけだと思うんだけど、そこはどうでしょう。

尾塚商工観光課長

はい。今、木下委員が言われたとおり、説明が足りなかったというのはそのように思っているところです。

白石純一委員長

委員長から追加で、今の件を補足で聞かせてください。

ただし書を適用して認めているということですのでけれども、その変更したものは覚書か何かで記録で確認するような形で、誰でも見たら分かるような形で残っているということですか。

尾塚商工観光課長

書面での記録というのは特段とってないところです。事前の協議で双方納得ということで毎回それで進めているところです。

白石純一委員長

ということは、口頭だけでということですか。

濱崎國治委員

だとしたらこれは規則違反ですよ。だからはっきりしたほうがいいです。どうですか。

ここには、市長が特に必要と認めれば変更することができるっていう、変更を何でしているんですか。

尾塚商工観光課長

何回も言いますが、3海水浴場同様の時間に基本的に設定して、ただし、それぞれの海水浴場の事情があるということで、ただし書で市長が必要であれば変更できるというふうに規定しているところで。

濱崎國治委員

変更できる。どのように変更したか、何か文章か何かでかしないと。全然ここは、何時までか、あるいはどこの海水浴場をどうするのか。特にこの規則からすれば、全然それも出てないし、ここは改めて規則第3条について特に必要と認める場合はこういうことですよというのを事業者にも、集落の人たちにも、地元の人たちも文書なりでしないと、特に市長が必要と認めた場合を、いやどういふことで確認するのか、その辺が全然目に見えてこないです。

尾塚商工観光課長

おっしゃることは十分理解しますが、これまでは事前の協議の中で、双方協議して、納得・理解の上に、この午後8時ということで、脇本海水浴場については営業時間を決めていたところで、おっしゃるとおり、何か文書なりにするのが適当なのかなと思っている

るところです。はっきりとですね。

中面幸人委員

この陳情書が出てきたのは27日やったかな。議会をやって、そのようにも必要性があるとか、今、課長が言うように、3会場の開場時間も5時までで一週にしようという形の説明をされたから出てきたと思うんですよ。陳情が今までのとおりやったら8時だったのに、市長が必要と認めたという理由として、例えば3つの海水浴場を、同じように5時までというふうに、それを当て込んだと思ったから出てきたと思うわけ、この陳情が。ここでやっぱりはっきりさせておかないと、もう大変だと思いますよ。別に変える必要性がないじゃないですか。そこをしてやらないと、これをこのまま話をすれば、地域の人たちがまた盛り上がってきて、もう。やっぱり、行政の方向性が大事だと思いますよ。どうですか。

尾塚商工観光課長

今回、この陳情が出てきたということの一つに、実は、昨年11月から市と地域住民の方々と脇本海水浴場のよりよい利用の仕方、活用の仕方、環境保護、観光振興、双方の観点から、より良く今後をどういうふうにしていくのかという協議の場というのを月1回ずつ続けているところです。その中で、5月12日に現在の海水浴場条例の勉強会なるものをやりました。その中で、恐らくそこで、事業者の方も、地域住民の方も、規則上は午後5時までなんだというのをはっきり分かったところだと思うんです。だから、それに対して地域の方は、できれば決まりどおりにやって欲しい。事業者の方は、これまでどおり話合いによって、これまで通りできれば午後8時までやりたいということがあったんですけど、まずそこで結論が出ない、勉強会の中ではそれぞれの双方の意見が出てということで、今回の陳情が提出されたというのが一つの理由かなと、今、考えているところです。

中面幸人委員

先ほど参考人から話を聞きましたが、今、月に1回協議されてるといようなことですが、けれども、2年前か3年前か知りませんが、それまでは本当に地域の人、公民館に地域から集まってきたけど、今は、ある人とそのNPO団体の人だけになってるとい話じゃないですか。そこが違う話ですよ。そのNPOというのはウミガメのNPOだと私は思うんですけど、それ、ある1人ともう実際の地域の人はいないと、そんな話も聞きましたよ。

尾塚商工観光課長

捉え方はそれぞれだと思いますけど、NPOの方、それから地域代表として区長さん、それから地域の各種団体の代表の方ですかね、そういう方も話合いの中には参加されているところです。地域からこの月1回の協議会に来られる方は、下村の区長さんほか役員の方、それからNPOの団体の方、あと話合いの協議内容によっては、関係する隣接の区長さん、そういう方々も参加されているところです。

中面幸人委員

前は、期間はわかりませんが、地元の人たちも喜んでああいう海岸を使ってもらって喜んでいたという話でした。それが最近になって、考え方がそういうふうに、何とかなのか、集まる人の考え方が変わってきているのではないかと。そんな感じに捉えましたよ。だから本当の地元の人たちは、皆が皆、反対じゃないんだということは。だからある一部の人が、ただやっぱり市としては観光を推進するためにも、その辺やっぱりちゃんと理解させる必要があると思いますよ。

尾塚商工観光課長

今の中面委員の発言にありましたように、実は、実際言えば、商工観光課にも、NPO、地元の今中心になってらっしゃる方々の要望とは、反対の御意見っていうのも聞いているところなんです。実際、全部が全部というのは私たちもそう思っていないところです。

山田勝委員

それはそれとして、それなら今年は、あなたははどうしようと思っているの。8時から8時にしようと思っているの、それとも8時から5時にしようと思っているの。

尾塚商工観光課長

できればこれまでどおり、やっていただきたいと思っているところです。

山田勝委員

8時から8時までやりたいとあなたは思っているわけですね。やってほしいと思っているわけですね。それは、やっぱり理論構成をちゃんとみんなに説明しないとイケないのよ。そうしないからこのように揉めるのだから。何が本当か分からないのだから。そうしないと、私が言うように商売をしない者が考えるからと言われてもしょうがない。

白石純一委員長

一旦、休憩に入ります。

(休憩 午後3時1分～午後3時5分)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。
ほかに所管課に対する質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

所管課は退室していただいて結構です。ありがとうございました。

〔商工観光課退室〕

白石純一委員長

一旦、休憩に入ります。

(休憩 午後3時6分～午後3時6分)

白石純一委員長

それでは休憩前に引き、続き委員会を再開します。

そのほかの審査方法について何かあるか、御意見をお伺いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

中面幸人委員

もう両方から聞いたのでないです。

白石純一委員長

ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかの審査方法の御意見がありませんので、本件については、採決に進んでもよろしいでしょうか。

[発言する者あり]

白石純一委員長

一旦、休憩します。

(休憩 午後3時7分～午後3時8分)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

それでは陳情第6号について採決に入ってよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

御意見はありませんか。

木下孝行委員

過去3年間、この規則の中でやってきたということと、あとは特例で8時から8時を認めてきたということもあります。その代わり、その特例の部分で文書を交わしていないというのが大きな問題であり、今後は文書を毎年交わしてやっていくということで、趣旨採択でいいかと思います。

竹原信一委員

この委員会として、執行部のほうに、今後8時までの営業ができるように求めるべきだと思います。そうしたときに採決はどうするんだっけ。

白石純一委員長

一旦、休憩に入ります。

(休憩 午後3時10分～午後3時11分)

白石純一委員長

休憩前に引き、続き委員会を再開します。

竹原信一委員

これまでの営業時間を維持できるように求めるということで、趣旨採択でよろしいかと思えます。

濱崎國治委員

開場時間の問題は、かなり課題となっておりますので、陳情者にしても開場時間を守ってもらっての営業というの活動をこのをぜひお願いしたいと思えます。

白石純一委員長

ほかの皆様から、趣旨採択ではないという御意見はありますか。

[「なし」と発言する者あり]

ただいま、趣旨採択との御意見がありました。

よって採決に当たり、まず趣旨採択することについて諮ります。

可決された場合は、趣旨採択として決定されます。

否決された場合は、改めて採択することについて諮りますが、討論はございますか。

[「なし」と発言する者あり]

討論もないようなので、討論を終結いたします。

それでは、陳情第6号、脇本海水浴場における事業活動規則変更を求める陳情を採決いたします。

まず、趣旨採択について諮ります。

本陳情は趣旨採択するものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって本陳情は趣旨採択するべきものと決しました。

○ 所管事務調査について

白石純一委員長

次に、所管事務調査を議題とします。

これまで、本委員会の所管事務調査事項として、2月7日に行われた委員会で、水産業の振興、農業振興に関連してシジミの陸上養殖について現地調査、所管課との質疑を行ったところです。

それ以降については、この間、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、資料の配付のみ行ってきたところです。その資料はフォルダに入っております。

ここで、今後の所管事務調査の方法について、委員の皆様からの意見を伺います。

意見はございますか。

山田勝委員

私は商店街、まちづくりについてですね。道の駅の石川さんに来ていただいて、いろいろ勉強させていただきたいと思っているんです。何でもかといえますと、フェイスブックを見ていますと、彼はあちこちのまちづくりに講師として招かれているんですよ。だから、せっかく阿久根にいらっしゃるのに、議会でも、委員会にもお呼びして、阿久根のまちづくりについて、お話を聞くことがあってもいいんじゃないかと思うんですけどいかがでしょうか。

白石純一委員長

所管事務調査の中の市街地の活性化策に関連してということで、まちの灯台阿久根の石川氏を呼んでお話を聞きたいという御意見がございました。

この御意見に対する皆様の考えをお聞かせください。

木下孝行委員

山田委員が呼びたいということなんですけども、2年前にもここに呼んでいるわけですよ、これは。また、まちづくりに対してあっちこっちに行ってるということは、私、初めて聞いたんですけど、それでもその所管調査の候補地も決めて、どっか行くなりしたほうが、時期的に、今後いろんな議会の状況で、はっきり言って、今上がって来ている陳情なんかも考えれば、最悪の場合も考えながら、できるだけ早い時期に所管調査に行くなら行くで、そういうふうな段取りをとったほうが私はいいと思いますけど。

白石純一委員長

今、所管事務調査で視察ですね、視察に伺うということが必要としたいという意見が出ました。

ほかに、御意見ございますか。

中面幸人委員

この間から委員会でどっか所管調査に行くということで、いろんな資料を集めたじゃないですか。だから、今、木下委員のその方法で私はいいと思います。

白石純一委員長

ほかの皆さんから御意見ございますか。

〔「発言する者あり」〕

一旦休憩に入ります。

(休憩 午後3時16分～午後3時19分)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

今、石川氏を呼ぶことと視察に行くこと両案が出てますが、御意見をください。

竹原信一委員

石川さんのほうの都合といいますか、意思、話を聞いてもらいたいというのがたまっているようであれば、お願いするという形でいいと思います。

中面幸人委員

あと、この間から先進地視察という、いろいろいっぱい出ておりますので、せっかくだすから、その辺もしていただきたいと思います。

白石純一委員長

それでは石川氏が話すことが可能なのか本人に確認することを一つ、そしてまた、視察に行くとしたらどういうところが可能なのか、委員長と事務局で幾つか調べてみて、それを次回の委員会で皆様とまた協議するという事で御異議ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのほか、皆さんからございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で産業厚生委員会を散会します。

(散会 午後3時20分)

産業厚生委員会委員長 白石純一